

千葉県教育委員会 会議 議事録 (2016. 5. 20 第2回定例会)

報告5 県立学校職員の個人情報データの取扱いについて

【教職員課長】 (稲葉 泰氏)

県立学校職員の個人情報データの取扱いについて、2件報告する。

昨年度、金本教育長職務代理者から、個人情報流出事故の防止に向けて、抜本的対策に取り組むようご指導をいただいたが、既に報道されたとおり、平成27年3月頃、成田北高校において、所属職員であった元教諭が、生徒の個人情報を管理職の許可を得ずに持ち出し、自宅のパソコンに保存し、退職後の平成28年3月22日、同個人情報を利用し、同校の卒業生に対し、私事に係る署名を求める文書を郵送する事故があった。

さらに、5月10日に、薬園台高校において、所属職員が平成26年度及び平成27年度の生徒合計529人分の成績データを入れたUSBメモリを紛失する事故があった。これまで、事故の再発防止に取り組み、さらにこの4月の県立校長会議等においては、個人情報に係る事故を起こした職員に対しては、厳しい対処を検討する旨を周知したにもかかわらず、相次いで、このような個人情報の取扱いに関する事故が生じたことを、誠に申し訳なく思っている。今後さらに、新たな取組を含めた通知を発出し、個人情報の取扱いの徹底を強く図っていく。

《質疑》

【金本教育長職務代理者】

個人情報データの取扱いについては、これまでも懲戒の問題として何回も登場してきたので、その度に再発防止に向けての取組を教育委員からもお願いしてきたが、なかなか収まらない。

新たな取組とあったが、どのように考えているか。

【教職員課長】

まず、全県立学校において、管理職が一定期間を設け、学校内において職員一人一人に対し、不必要な個人情報を所持していないかについてセルフチェックを実施するよう指示し、その結果を教育委員会に報告するよう通知する。

また、県立学校においては、情報関係業務を複数名で担当することを徹底し、さらに管理職には情報担当者が重要な個人情報を取り扱う際には、複数名で相互にチェックしながら業務を進めているか等の確認を行うよう、再度指導を徹底する。

並行して、現在、庁内プロジェクトチームにおいて、県立学校におけるパソコンの管理体制について検討を進めているところである。併せて、市町村教育委員会及び関係教育諸機関に対して、県立学校における取組を通知し、この機会を活かし、市町村教育委員会においても管下すべての学校等において、同様の取組を行うよう通知する。

【金本教育長職務代理者】

USBを外に持ち出すことによる事故が多発しているわけだが、これからの新しい県立学校におけるパソコンの管理体制を考える際に、学校内でのUSBの取扱いによっては外からアクセスして情報が流出する可能性があることも考えてもらいたい。それはどうい

う場合かという、セキュリティがしっかりした学校の管理体制であるにも関わらず、職員がポケット wi-fi を使っている私的なパソコンにU S B を差し込んだらハッカーにより情報が取られてしまうようなことである。このことを含め、ポケット wi-fi 等が使えるような私的なパソコンの取扱いについて、同時に制限するようにしないといけない。なかなか難しい事態が起こる時代に入っており、そのあたりも考えて取り組んでもらいたい。

【教職員課長】

例えば、校内のアクセス制限やログインの記録等、委員の意見を踏まえて考えていく。

【佐藤委員】

これまでも何件か、似たような事故があった。パソコンに詳しい人がそのようなことを起こす場合と、基本的なことが分かっていない人が方が起こす場合がある。対策を考える場合、その両者の視点、つまり詳しい者向け、苦手な者向けに分けて考えてもらえるとうり有効になると思う。

【教育長】

昨年度までも、このような個人データの流出、または流出のおそれの事故が起き、本年2月に通知をし直したところである。

このような形で事故が起こったことは非常に残念であり、また申し訳なく思う。これを機会に、今までと同様の取組にとどまらず、さらに踏み込んだ対策を行っていく必要があると思っている。

私どもとしては、十分に整理し、各学校への指導、その他の学校教育環境の改善等に努めて参りたい。

報告5は終了。

なお、その日のうちに、個人情報保護条例違反の勧告書が発令された。

千葉県教育委員会 会議 議事録 (2017.5.24 第3回定例会)

報告5 元教諭の個人情報保護条例違反に係る告発について

【教職員課長】 (大野 英彦氏)

本件は、平成27年3月31日付で退職している県立成田北高等学校元教諭1名が、同校に在職中に、入試データを含む生徒2,192人分の個人情報を、管理職に無断で持ち出し、自宅のパソコンに保存するとともに、退職後に持ち出した個人情報を利用し、卒業生335人に対し特定の行為を求める文書を送付した事故について、当該元教諭を刑事告

発するものである。

はじめに、当該事故の懲戒処分等の状況だが、平成28年5月20日付けで、事故当時の校長を、監督責任により戒告の懲戒処分とした。元教諭については、すでに退職していたことから懲戒処分はできなかったが、在職中であれば懲戒処分に該当すること及び再発防止を求める内容の勧告文を、教育長名で元教諭に送付したところである。

元教諭は、これらの個人情報を持ち出すことは、管理職の許可が得られないことを理解していたにもかかわらず、成績処理のシステム構築を長期休業中に集中して自宅で行うことを目的に、管理職に無断で持ち出すとともに、管理職に指導されていたにもかかわらず、退職後もこれらの個人情報を自宅のパソコンから削除することなく、自分が作成したデータは自分のものと思い込み、保存してあった生徒の個人情報のうち、住所及び氏名を目的外に利用し、卒業生335人に対し、特定の行為を求める文書、今回の事案では、「安全保障関連法」の廃止の署名を求める文書を送付したものである。

この元教諭の行為について、検察等へ相談した上、事務局で検討した結果、元教諭の行為は、様々な個人情報を保有する学校における個人情報の取扱いに対する生徒、保護者及び県民の信頼を著しく損なうものであり、千葉県個人情報保護条例第63条違反に該当するとして、千葉県警察本部生活安全部生活経済課長に告発状を提出するものである。

なお、告発状の提出については、本日以降、速やかに行うこととしている。

【金本教育長職務代理者】

告発の時期が、このタイミングになった理由はあるのか。

【教職員課長】

告発に向けて、事故発生以来、警察に相談するだけでなく、弁護士、検察等にも、元教諭の行為が告発に相当するのか、法律相談を行うなどの準備を進めてきた。また、元教諭の犯罪事実を立証するための物的証拠の収集、また、警察の捜査が始まった場合の当該校への公務の影響などの課題を整理し、告発の時期について慎重に検討したため、この時期になった。

【内藤教育長】

厳正に対処していく。

報告5は終了。

なお、その日のうちに、4件の懲戒処分案（非公開）も可決され、記者会見で発表された。